

令和4年9月27日

横浜市長

山中 竹春 様

横浜市公共事業評価委員会

委員長 森地 茂

令和4年度 第1回横浜市公共事業評価委員会の審議結果について

横浜市公共事業評価委員会は、令和4年度第1回横浜市公共事業評価委員会において、横浜市附属機関設置条例に定める担当事務に基づき、事前評価2件を審議した結果、全ての評価案件について妥当としました。

1 委員会の開催経過

第1回委員会：令和4年7月29日(金) 午前9時30分から12時00分まで

	評価	事業名	所管局	審議結果
都整-1	事前評価	横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区 土地区画整理事業	都市整備局	妥当
公園-1	事前評価	(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業	環境創造局	妥当

2 意見具申

(都整-1) 【事前評価】 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

再評価は、観光・賑わい地区のテーマパークの内容が決まった段階で実施すること。また、道路・上下水道整備、環境配慮など公共事業評価委員会での意見を踏まえて事業を実施すること。

横浜市公共事業評価委員会 委員

(敬称略・50音順)

委員名	現職名	専門分野
(いしかわ えいこ) 石川 永子	横浜市立大学 国際教養学部 都市学系 准教授	都市防災、復興まちづくり 都市計画
(かまた もとゆき) 鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 理工学科 准教授	衛生工学、水道工学
(たなか いねこ) 田中 稲子	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院 教授	建築環境工学 住環境
(なかむら ふみひこ) 中村 文彦	東京大学 大学院 新領域創成科学研究科 特任教授	都市交通計画、交通施設計画 都市計画、地域計画
(むろた まさこ) 室田 昌子	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	都市計画 市街地・コミュニティ再生
(もちづき まさみつ) 望月 正光	関東学院大学 経済学部 名誉教授	財政学、公共経済
(もりち しげる) ◎ 森地 茂	政策研究大学院大学 客員教授、名誉教授	社会基盤工学 国土政策、交通政策
(よこた しげひろ) 横田 樹広	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	都市生態計画 緑地保全・創出
(わしづ あゆ) 鷺津 明由	早稲田大学 社会科学総合学院 教授	産業関連論 環境影響評価、環境政策

(令和6年3月31日まで)

◎…横浜市公共事業評価委員会 委員長

令和4年度第1回横浜市公共事業評価委員会 会議録			
日 時	令和4年7月29日（金）9時30分から12時07分		
開催場所	新市庁舎18階 なみき18（WEB会議）		
出席委員	森地茂委員長 石川永子委員、鎌田素之委員、田中稲子委員、中村文彦委員、室田昌子委員 望月正光委員、横田樹広委員、鷺津明由委員（50音順）		
欠席委員	無		
事務局	財政局公共施設・事業調整室 福島室長、公共施設・事業調整課 山本課長		
説明者 （事務局以外）	1（1）	建築局 市営住宅課	小林担当課長 ※以下（建築局）
	1（2）	教育委員会事務局 教育施設課	山本担当課長 ※以下（教育委）
	2（1）	都市整備局 上瀬谷整備推進課	故島担当課長
			今野担当係長 ※以下（都整局）
2（2）	環境創造局 公園緑地整備課	佐藤担当課長	
		稲垣担当係長 ※以下（環創局）	
開催形態	公開（傍聴4人、報道機関2人）		
議 題	<p>II 議事</p> <p>1 報告</p> <p>(1) 意見具申に対する対応報告について 寿町総合労働福祉会館再整備事業 [建築局]</p> <p>(2) 意見具申に対する対応報告について 学校施設の建替事業（戸塚小学校、矢向小学校、菊名小学校、吉原小学校、今宿小学校、つつじヶ丘小学校） [教育委]</p> <p>2 審議</p> <p>(1) [事前評価] 横浜国際港都建設事業 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 [都整局]</p> <p>(2) [事前評価]（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 [環創局]</p> <p>3 その他</p>		
決定事項	2（1）	横浜国際港都建設事業 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 ・意見具申として「再評価は、観光・賑わい地区のテーマパークの内容が決まった段階で実施すること。また、道路・上下水道整備、環境配慮など公共事業評価委員会での意見を踏まえて事業を実施すること。」とした。事業実施（案）について「妥当」とした。	
	2（2）	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 ・意見具申はなしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。	
議 事	はじめに （事務局）今回の委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点などから、WEB会議形式とすることを説明 委員会成立の定足数5名に達しており、会議が成立していることを報告 会議を公開することについて確認		

森地委員を委員長に、また中村委員を職務代理者とすることについて確認

II 議事

1 (1) 意見具申に対する対応報告について

(建 築 局) 議事Ⅱ 1 (1)について説明

(各 委 員) 意見なし。

1 (2) 意見具申に対する対応報告について

(教 育 局) 議事Ⅱ 1 (2)について説明

(各 委 員) 意見なし。

2 (1) 横浜国際港都建設事業 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業について

(都 整 局) 議事Ⅱ 2 (1)について説明

(委 員 長) 質問等あればどうぞ。

(室田委員) 観光・賑わい機能では、現時点のスケジュールやどの程度の集客数を見込んだうえで計画を策定しているのか教えてもらいたい。

(都 整 局) 観光・賑わい地区のスケジュールとしては、現在、この地区ではテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を位置づけている。そして、その土地利用の実現可能性を確認するため、サウンディング調査の手続きを横浜市で現在実施しているところである。今後、調査結果を踏まえながら、どのように進めていくかを決めていきたい。

(室田委員) 現時点ではスケジュールに関する回答は難しいかもしれない。しかし、今回、土地区画整理事業の整備概要として道路計画など公共施設の内容が調書(案)に記載されており、この場所での集客数は計画の前提となるものであり、どの程度見込んだうえでこのような計画になっているのか教えてもらいたい。

(都 整 局) 年間1,500万人の集客施設を見込んでおり、それを踏まえ、公共施設も計画している。

(鎌田委員) 年間1,500万人の集客という話があったが、汚水と上水に関する説明がなかったと思う。汚水の排水量の算定に、処理対象人数が関係してくると思うが、実際にどの程度原単位を用いて計画汚水量を算出しているのか教えてもらいたい。雨水への対応に関しては、詳細に説明されていたが、水道も整備することなので、水道の計画値の算定についても併せて教えてもらいたい。

(都 整 局) 雨水と汚水については、現在、1,500万人規模のテーマパークを核とした複合的な集客施設ということで、様々なテーマパーク等を参考にしながら、どれぐらいの上水、下水(雨水、汚水)の設備が必要かを推定し設定している。そのような内容を見込み事業費として積み上げたものが現時点の計画となる。

(鎌田委員) ディズニーリゾートの2019年度の入園者数が約2,900万人である。それと比較して、1,500万人という数字は相当な人数になると思うため、国際園芸博覧会の後、公園として利用するとの話であったが、国際園芸博覧会前に設けた設備をその後も恒常的に使用するのであれば良いが、国際園芸博覧会後に設備として過剰にならないかという懸念があるが、このことについてはどのように考えているのか教えてもらいたい。また、事業費の話もあるが、上水設備の場合は滞留時間が延びることや、下水設備の場合は最低流速を確保することなど様々な問題があると思う。この場では、公共事業評価委員会として予算の面とその設備が国際園芸博覧会後もしっかりと機能するかということも重要な課題だと思う。その辺はどのように考えているのか教えてもらいたい。

(都 整 局) 現時点では、先述のようなものを参考にしながら基本設計レベルとして事業費を積み上げているところである。したがって、事業の進捗、深度が深まっていったところで、詳細に設計・検討していきたい。

(鷺津委員) 普段から環境問題について検討している立場から考えを述べたい。調書(案)6ページのコスト削減の取組として記載がある再生材の利用など確かに環境配慮の面もあるが、現在、カーボンニュートラルへの潮流変化という重要な局面であるにもかかわらずその点について、先の説明に全く言及がなかったことが非常に気になる。公園はそもそも環境に優しいものであるからそれを開発整備することはそもそもカーボンニュートラルには反しないという意見もあるかもしれないが、そうであれば、この計画で見込める二酸化炭素の吸収量を定量的に示してほしい。一方、物流拠点は環境には逆行する施設となるが、その場合には、横浜市のような大規模な都市ならば、水素エネルギーの供給基地等、あるいはそのための国家プロジェクト等を並行して誘致するなどの計画が視野にあっても良いと思う。そのようなことは現段階の検討事項にはないのか、それとも今後検討する予定なのかを教えてもらいたい。

(都 整 局) 公園では緑を配置し、全体的な道路としても街路樹の配置などそういったことは行っていくことにしているが、先ほどの物流拠点に関する話などを踏まえた計画がどのようになっているかは、具体的に申し上げられる内容がないため、今後、どうするか検討していきたい。

(鷺津委員) もし物流拠点のように環境負荷の大きい施設を建設する場合には、水素エネルギーなど新しい低炭素技術を盛り込むことにするならば、早い段階でそのことを決めておかないと進められないことではないかと思う。そのようなカーボンニュートラルに向けた視点を、これから検討することで間に合うのか。既に考えていることがあるかどうかも含め、その辺について教えてもらいたい。

(都 整 局) 物流地区について具体的にどのような事業者、どのようなものになるかはこれからのことになるため、今後、様々な手続きの中で考えていきたい。

(鷺津委員) カーボンニュートラルに向け、しっかりとした対策を行う横浜市の方針が全くなくて事業者任せで良いのかという点について疑問に思う。意見として申し上げる。

(中村委員) まず、先の鷺津委員との議論に関して思うことを述べる。例えば、物流であれば、市あるいは県や首都圏など広域における物流計画など政策の方針があり、その中である程度新しい施設に集約した方が既存の物流施設がばらばらにあるよりトータルとして環境への影響が減らせるなどのような説明があれば環境配慮の観点とも繋がり、良いと思った。そして、ここから先は鷺津委員とほぼ同意見だが、物流なら物流で日常の我々の経済活動を支えるという重要な役割を維持しつつ、それが与える環境負荷を避けなければいけないということは皆認識している。また、そのことに基づいた様々な政策などを踏まえたうえで、今後の物流ゾーンや施設の機能の生かし方を工夫する対応が望ましいと思う。これは意見として申し上げる。次に、交通について質問だが、先に保土ヶ谷バイパスや東名高速に近く立地的に良いと説明されたが、自動車を利用しない側から見ると瀬谷駅からも遠く、十日市場や長津田からも遠い場所であるとの課題が常に残ることは事実である。そのため、国際園芸博覧会後に様々な使い方をするにせよ、その部分に対する説明を聞き損なった。今回の土地区画整理事業では、新たな交通システムとは独立して、当該地域に道路網を整備し、これを前提に後に公共交通でどうにか対応していくという手順で事業が進められるのか。あるいは、瀬谷駅や十日市場、長津田でも良いが、そこを公共交通として結ぶ軸が分かっているから、それがどういう形になるかの議論は別として、ある程度先行的にこの土地区画整理事業の中で、それを受け入れるような交通広場以外の配慮をし得るのか。おそらく前者のように聞こえたのだが、その確認をしたい。最後に、調書(案)3ページの事業スケジュールには、令和5～8年度に仮換地指定、工事と記載されている。仮換地をしていく中で地権者の方との調整を頑張っていくと答えられると想像するが、その調整する内容として、少し時間を要する懸念材料があるのか、あるいは事前の準備が整っておりスムーズに進みそうなのか、その見込みを教えてもらいたい。要するに、今後の事業期間における変更の可能性、何か起きることは有り得ると思っておいた方が良いのか感触を教えてもらいたい。

(都 整 局) 1点目は意見ということでした。

(中村委員) 市、あるいは県、首都圏の物流政策を見ています、見ててねということである。

(都 整 局) 分かった。2点目の新たな交通システムについては現在検討を進めている。検討段階だが、建設コストの圧縮なども含め様々検討し、事業性を高めていきたいと考えている。内容についてまだ具体的に固まっていないため、土地区画整理事業の中では位置づけていないが、重要な施設と考えている。3点目の仮換地については、250人の地権者と現在話し合いを進めているところ

であり、仮換地指定がいつというところは言及することは難しいが、調書（案）に示した期間内で地権者の方と調整していく。

（中村委員）分かった。2点目の公共交通に関することでは、今後、様々なことを検討することになると思うが、その内容に応じて道路の形状やその他も含め庁内で連携して検討を進めてもらいたい。

（横田委員）調書（案）6ページの環境への配慮の欄に記載がある2行について質問したい。一つは、「自然環境をいかした土地利用の検討」という点である。これは具体的にどのようなものを指し、自然環境をいかした土地利用と位置づけているのかを具体的に教えてもらいたい。公園・防災ゾーンとあるが、自然環境をいかさない形で防災機能を持つ施設は多々あり、防災の観点だけで公園を計画していくと当然自然環境機能を損なうことになる。その中でどのような自然環境機能を残していくのかを教えてもらいたい。

（都 整 局）本事業では公園の区域においてなるべく現地形をいかし、現存するものをいかして整備していくことになる。例えば、部分的には水辺空間なども整備しながら、公園・防災ゾーンについては整備していきたい。

（横田委員）私が申し上げたいのは、水辺もやはり防災的な水辺と自然環境としての水辺は異なるので、いわゆる箱物の調整池を設けるだけであれば、それは自然環境とはなかなか言いがたい部分があるのではないかということである。したがって、調書（案）に記載がある自然環境そのものを活用してというのは、どのようなことを考えておられるのかという質問である。

（都 整 局）答えたのは、相沢川の箇所であり、そのような箇所の環境について水辺空間をつくるとか現地形をいかすなどを配慮しながら検討していくということが現時点の状況となる。

（横田委員）しかし、相沢川は全部暗渠化されるので、自然環境を残すという観点ではないと思う。残すという観点でどの部分が残されるのか教えてもらいたい。

（都 整 局）公園区域では、調書（案）3ページの土地利用計画図の公園・防災区域の南東部において、現在のを極力いかしながら整理していく。

（横田委員）残らないのなら残らないと言った方が良く私は考える。要するに、保全地域というものは設けないのかということなのであるが。

（都 整 局）残せるところは極力残しながら整備することを検討しているということである。

（横田委員）その客観性を高めてもらいたい。やはり防災と公園、環境というのは、相容れない側面は多々あるので、きちんと環境として残す、環境を基盤とするエリアがどれだけ残るのが非常に不透明なように感じている。もう1点、農業振興と都市的土地利用ということが記載されていると思うが、農業振興と都市的土地利用というのはなかなか両立が難しい側面があり、都市農業というのはそういうものに対して折り合いつけながら行われている。ここで物流拠点、交通広場など交通インフラ、パークアンドライドも含め様々な交通施設が今後できると思うが、そのような交通網と農業との両立、あるいは

はどのような農業振興の施設ができるのか、農業と賑わいとの両立をどのように考えているのか教えてもらいたい。

(都 整 局) 農業については、現在、土地利用計画図で示すとおり農業振興地区を東西2か所に設けることとしている。そして、先述のとおり地元の方と換地先などの件で接触し、意向などを確認しており、必要な面積や地区を検討しているところである。将来どのような農業振興策を図っていくかということは、現在検討中であり、振興策も検討している状況である。

(横田委員) 造成後に新たに換地をしていくということだが、現在の農地区画をいかしつつ土地利用を図っていくことはできないのか。ここは土地区画整理より農地整備のようなやり方で現在の農地をいかすとは考えられないのか。

(都 整 局) 換地先の話もあるが、農業振興地区においても現在農業を営んでおられる土地があり、そこで農業を続けて頂くことと、この地区全体として国有地と民有地が相当混在していることがある。図面にあるような形で整理し、現在営農している場所もいかしながら、農業振興地区に振り分ける、換地先を決めていくということで、土地利用を決めていくことを計画している。

(横田委員) 土地区画整理としては、宅盤を作らないで現在の農地を使えないのか。

(都 整 局) 農業振興地区についても、地形に縦断勾配があるためそこを解消して土地利用を図っていきたい。勾配を極力少なくして利用できるようにしていくことを考えている。

(横田委員) 結局、都市化のための農地ではないかと思われてもおかしくないと思うので、その辺りの妥当性だ。斜面地を上手に保全しながら活用するのが農地のはずであり、現況の農地をなぜ宅盤にしたうえで農地にしなければならないのかという説明性を高めてもらいたい。

(石川委員) 1点目の質問は、近年の土地区画整理事業における減歩率は下がってきているが、減歩率の問題が現実的に必ず関係してくると思う。住民と対話を重ね現在事業を進めていると思うが、減歩率をどのように算定し、住民にどのように説明したのか教えてもらいたい。

(都 整 局) 減歩率については換地計画の中で検討している。地権者にも話をしながら考えているところである。現在、平均的な減歩率は約30%であると地権者に伝えている。

(石川委員) ここは他の地域に比べ特殊な例だと思うので、その辺りも検討したうえで、減歩率の妥当性も踏まえ費用便益分析を行っていると思うが、理解して良いか。

(都 整 局) そのとおりである。

(石川委員) 分かった。減歩率そのものが良いかどうかここで述べないが、今回のこの特殊な状況をあわせて、最近大分減歩率が下がってきていることもあると思うので、そういうことも含めて様々な検討をしてもらいたいと思う。2点目の質問は、農業振興地区が2か所あると思うが、ここに農業に携わる方の住宅などが現存し、今後もその地域内に入っていたりするものなのか教えてもらいたい。

(都 整 局) この地区には、現在居住している方はおらず、将来もない計画である。

(石川委員) ここは完全に農地で、農地を使われる方の住宅などは造らない計画ということの良いか。

(都 整 局) そのとおりである。

(石川委員) 分かった。仮にそのようなことがあれば、そこに暮らす方の利便性などもあると思い質問した。次に、この地域の外周部分の道路の線形などは検討したうえでこの形となったのか。地域内で完結している部分が多いと思うが、隣接する地域・地区と打合せを行い、住民の意見を聞いているのか。

(都 整 局) 外周道路の部分についても区画整理と整合が取れるように計画している。例えば、一部歩道がない、幅員が狭い部分には、歩道を設けるなど、外周道路の機能を高めていくことも考えている。

(石川委員) 調書(案)3ページの土地利用計画図には、幅員の広い道路だけ描いているが、それ以外の道路も整備することを考えていると理解して良いか。

(都 整 局) そのとおりである。

(石川委員) それでは、周辺の方々にとっても利便性が高まるというか、周辺住民の意見も聞きながら行われているということの良いか。

(都 整 局) 直接意見を聞いているわけではないが、利便性というか交通が良くなるように考えて検討している。

(石川委員) 分かった。

(委 員 長) 外周に全て道路があるとは、本当なのか。

(都 整 局) 全部ではなく部分的にある。図で示しているとおりに、道路がある。

(委 員 長) 石川委員、それでよろしいか。

(石川委員) その辺りの話をしたうえで、皆さんに意見を聞いた方が良いのではないかとということも含めて質問をした。最後に、先ほどの横田委員との議論に関連する話だが、防災機能や調整池を設けるなどの話があった。防災を専門とする立場から申し上げると、親水公園のような自然を残しつつ親水機能を作りながら防災教育も含めて防災機能を高めるようなことが、現在、全国の様々な地域で行われている。そのため、そのような公園や環境に関する専門家の意見も含めて防災機能も高めつつ、「水に親しむ」ということと「防災」とを、うまく両立できるような新しい考え方を、公園・防災地区の中に組み込んだ計画になることを希望したい。

(田中委員) 調書(案)6ページの環境への配慮の記載で、先の横田委員との議論も参考にしつつ質問したい。「多様な機能を持つグリーンインフラを活用することとしています」と記載しているが、この表現では、なんとなくグリーンインフラの要素技術を採用することではなく、自然環境を残すということをグリーンインフラとみなしていると見える。ここはどのような意図でこのような表現にされているのかを確認したい。また、グリーンインフラの技術を積極的に今後採用する予定があるかも教えてもらいたい。

(都 整 局) 事業地区内のグリーンインフラについては、現在検討中であるが、例えば、

街路樹と一体となった緑空間の形成や既存木を残せるところは残していくあるいは活用するなどそのようなことを検討していきたい。

(田中委員) 立地特性を活用するという手法もあると思うが、一方では、道路の路盤材料や舗装の透水性、保水性を高めるなどという手法もあるため、その様な技術も是非積極的に利用し、防災面も強化してもらうことが良いと思う。

(室田委員) この地域に将来、1500万人の集客があるということ、また物流拠点施設を整備するという事で、周辺地域の環境を考えると、住宅地が多く、住民にとっては迷惑施設的な部分が出てくるかもしれない。次に、農業体験など公園緑地についても整備する計画であり、これまでの横浜市のやり方からすると、住民の方々に参加していただいて、管理面やイベントなどで工夫をされてきており、今回の施設でも住民参加により多様な活動が展開されると思われる。周辺地域との関係作りにおいて、例えば、北側は迷惑施設として反対する住民が多く、南側はそうでもなく積極的に支援をしたいというような複雑な構造が生まれる可能性もある。この計画は、様々な側面を持っていることを十分に考慮し、例えば、反対派と賛成派のように地域の住民分断が起こらないよう、周辺への影響を軽減し、さらに周辺住民からの賛同や協力、参加を促し、配慮しながら事業を進めてもらいたい。

(望月委員) 土地区画整理事業の重要な観点として、国や県も含めて公有地の面積と民有地の面積の比率はどれくらいなのか確認したい。

(都 整 局) 現時点の土地利用状況としては、国有地と民有地ともおおむね45%ずつ、約10%が道路になっているところなどの市有地となる。

(望月委員) それでは民有地の中で、先の議論に出た農業の観点では、実際に農業として利用されている部分と単に土地として保有しているだけの部分との比率は分かっているのか。

(都 整 局) 民有地はほぼ農地であるが、実際にどれぐらいが作付けされ、農地として利用されているか、今、分からない。

(望月委員) 土地区画整理事業の時に一番問題となるのは、仮換地を指定し最終的に換地処分が締結するまでに所有者が納得するかどうかである。そこが土地区画整理事業ではポイントになると思う。営農されている方々は農業振興地区に面積が確保されていると思うが、その場所などについて不満が出てくることも予想されるため、先のことを質問した。その点の具体的な見通しはどうか。

(都 整 局) 地元にも農業を振興していく部会があり、そこで地元の方と様々な話をしている。その中で、今後も引き続き農業をしていきたいという話も聞いている。そのようなことも踏まえ、農業振興地区をつくることや、地権者にお知らせして、内容は理解されていると思っている。具体的にどこに配置されるかということは、これからの検討になる。

(望月委員) 分かった。農業振興地区が二つに分かれるため、その配置の時や仮換地指定を行った時には、うまく皆さんが納得できるような手立てで進めてもらい

たい。丁寧に話し合い配慮しながら事業を進めてもらいたい。

(委員長) この地域では電線の地中化についてどのような計画になっているのか。

(都整局) 電線の地中化は、基本的に電線共同溝を設置していくことで考えている。

(委員長) これまでの議論を聞いていると、一つの問題はテーマパークの具体が決まらない時にどうするのかということがある。これについては、冒頭に事業実施局から、そこが決まったら改めて説明をするという話であったが、説明をする話と、評価をする話は別だと思われる。おそらく、テーマパークの具体が決まった時に、道路や環境、上下水道の各問題についてどのように対応するかという話は、横浜市にお任せになるのか。本委員会だけでなく、都市計画審議会や環境影響評価審査会もあるので、この辺の手続きを教えてください。

(事務局) 公共事業評価の観点から申し上げますと、規定では事業採択後5年間が経過した時点で事業が継続していれば再評価となる。その他の関係については、事務局では上げられない。

(委員長) そうであれば、事業実施局からテーマパークなどが決まったら改めて説明をするということはどのように理解すれば良いのか。

(都整局) テーマパークを核とした複合的な集客施設というものを誘致することは重要な内容になってくるので、冒頭説明したように、現在、サウンディング調査等を実施しているところである。どのようなものが事業者として決まるかは土地区画整理事業にも大きい話だと考えているので、それが決まったところで、委員に報告することを考えている。

(委員長) 事業に着手するためには、基本的に、公共事業評価委員会でOKが出ないと事業が進められない。したがって、今回は土地区画整理事業を実施して良いかどうかという評価である。その時に条件付きにするかどうかという問題がもう一つある。事業採択後の5年後までは対応しないという話になると、厳しい条件を付さないといけないことになるのではないかと思います。したがって、この事前評価の仕組み自身が、土地区画整理事業を始めるためにはここをパスしないといけませんが、パスする段階では具体のことが決まっていないということは、有り得るわけである。以前、横浜市役所の庁舎移転がそのようなことであった。設計を依頼するために本委員会をパスしなければいけないが、その設計の内容はその後決まるということだった。今回もテーマパークは同じような問題だと思う。つまり、制度的な一つの矛盾なので、事業評価の時期は5年ごとだと定型的に対応することでは、その狭間をどうするかという問題が残ってしまうので、もう少し考えを頂いた方が良いと思う。それからもう一つ、各委員からの多くの意見は、事業に当たっての意見であった。唯一、新たな交通システムを入れるとなると、民間で全て整備することはできないので、おそらく本委員会にこの案件とは別に諮ることになるだろうと思う。その際は、道路の上に柱を建てて良いのか、また道路幅員が足りないことはないのかなど議論がここでされることになるのだろうと想像す

る。しかし、多くの意見を頂いたほかの問題は、ほとんどが事業段階の話なので、こういうことについては、今日の意見を踏まえてきちんと対応していただくと言うか、あるいはもっと具体的にこういうことをしてくださいと条件を付すか、この二択の判断になると思う。その辺をどうするかだが、テーマパークが決まった段階に再度本委員会で議論する場を設けることを条件にして今回は OK とするのが一つの案、テーマパークが決まった段階で問題が起こらないようにきちんと対応しますということを横浜市に条件をつけて OK とするのがもう一つの案になると思う。関連するほかの事業の進め方についても同じようなことである。それでは各委員から意見を頂戴したい。

(室田委員) 事前の説明の際もこの部分に意見が集中していたと記憶している。最も大きなインパクトを与えるテーマパークがよく分からないうえまだ決まっていない段階で事業評価を本委員会で決定してしまうことへ疑問を抱いていたところである。少なくとも報告を頂き、委員長の発言のとおり何らかの対応が必要だと認識している。

(鎌田委員) 自分も室田委員の意見と同様に集客等も含め不透明なところが多いと思うため、委員長の提案のとおり何か条件付けは必要と考える。

(委員長) その条件は、きちんと対応するという条件で良いか、それとも具体的な条件を付すか。

(鎌田委員) 具体的な条件を付した方が良い。

(委員長) どのような具体的な条件が良いと思われるか。

(鎌田委員) 先に委員長が発言されたように、テーマパークなど相当な大事業になるため、その時には再度当委員会で審議に諮ることが良いと思う。

(鷺津委員) 事業を横浜市がどのようなコンセプトの下で実行していくのかという説明を明らかにしたうえで、その説明に見合う条件を付すべきではないかと考える。

(中村委員) シンプルに、テーマパークのことが決まった段階で再度本委員会に諮ることが望ましいと思う。

(横田委員) 私もテーマパークが決まった段階で、再度審議することが妥当だと考えている。現在、開発のニーズがどうしても国際園芸博覧会の方にスポットがいて、テーマパークに関するニーズとして十分に認識されていないように思う。

(石川委員) 私も基本的なところが決まり、テーマパークが決まった段階で、本委員会に再度諮る方が良いと思う。先ほど何人かの委員から意見が出ていたが、周辺地域の住民の反応などそういった部分もその時に説明・報告してもらうことを希望する。

(田中委員) 私も石川委員と同意見で、テーマパークの具体が決まってから再判断ということが妥当と思う。

(望月委員) 皆と同意見になるが、メインになる観光・賑わいゾーンのテーマパークが

どのようになるのかということがある程度明確になった段階で、改めて議論することが良いと思う。

(委員 長) 各委員の意見は、テーマパークが決まった段階でもう1度議論するところまでは一致したようである。ただ、2つの問題がある。一つ目は公共事業評価委員会であるため、土地区画整理事業については今回承認しないと換地も何も進まないことである。そのため、認めることを前提にして、先に一致した条件を付けることになると思う。二つ目は、テーマパークが決まった段階で我々が評価する公共事業とは何になるのかということである。実務上進行しているため、今回一度認めた土地区画整理を御破算にして全てやり直せという話にはできないので、道路や環境、様々なことに影響を及ぼすような公共事業について見直しができないかという観点でそれらを議論の対象とすることになる気がする。事務局、この判断は間違っていないか。

(事務局) そういう意味では、事業採択後5年を経過した時点に行う再評価を、5年と言わずテーマパークが決まった段階で再評価として本委員会に諮るという形が良いと思うが、いかがか。

(委員 長) なるほど。それなら整理されていると思う。各委員、いかがか。

(各委員) 賛成。

(石川委員) 基本的に賛成だが、できることとできないことがあると思うので、事前評価と再評価の違いについて確認したい。

(事務局) 評価の視点に違いがある。事前評価の場合は事業の必要性やその効果、環境への配慮について評価頂いているが、再評価の場合はその時点の社会経済状況を踏まえた必要性や投資効果の変化の状況、事業の進捗状況、今後の進捗見込みを主眼として評価頂くことになる。今回、土地区画整理事業は始まってしまったので、事業開始前から事業完了後までの時間的経過の中で、時点として再評価という形が適していると思う。

(委員 長) 今回は事前評価なので、再度審議するのは基本的に再評価の場となるが、実はテーマパークで問題になるのは区画整理以外の今回各委員が発言した事業化に関わる話である。さらに、既に事前評価が過年度に終了している道路事業について交通機能上大丈夫かという話になるだろうと思う。そのため、そこについては意見具申になると想像するが、横浜市はそれで良いか。区画整理事業の再評価なので、区画整理事業について中止しろという話ではなく、むしろその事業のやり方や別事業として事前評価を終えている道路についてどうするのかという話に関連してくる。そのため、区画整理事業そのものの再評価でありながら、各事業の進め方について市あるいは市長に意見具申として申し上げることになるが良いか。

(事務局) そのように理解する。

(委員 長) それでは、審議結果を諮りたいと思う。基本的に本事業については、意見具申を付す条件付きで妥当とする。意見具申は、まず、再評価を5年後ではなく、テーマパークが定まった段階で行うこと、次に、本日あった様々な意

見を十分に踏まえ事業を実施すること、この2点で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、本案件は妥当とする。その条件として意見具申を付す。本件の審議については以上

2(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業について

(環創局) 議事Ⅱ 2(2)について説明

(委員長) 質問等あればどうぞ。

(鎌田委員) 先の案件への質問と重複するが、用途が国際園芸博覧会からその後公園へと変更することを考えた場合、下水や上水の整備が過剰にならないのか気になる。それら給水や排水設備の整備における原単位の考え方はどのようになっているのか教えてもらいたい。

(環創局) 国際園芸博覧会開催時の利用は博覧会協会とも打合せ等を行っている。基本的には公園としてオーバースペックとならないように公園整備事業として整え、国際園芸博覧会時にのみ使用するものを仮設で整備する考え方である。詳細は今後詰めていきたい。

(鎌田委員) 市では公園として必要な性能・機能で上下水は整備し、あとは国際園芸博覧会の方で追加整備するということで良いか。

(環創局) 基本的な方向としてはそのとおりである。

(鎌田委員) 人数として1,500万人という規模は、追加で対応可能なのかが気になる。それは追加でどうにかできる量なのか。

(環創局) その辺の詳細な量についても今後詰めていきたいとは思っているが、現状、おおむね大丈夫であると推測している。

(鎌田委員) 分かった。その切り分けだけきちんとしておいてもらいたい。

(望月委員) 厳しいことを言うようになるが、確認したいことが2つある。一つ目は、この公園予定区域のほとんどが国際園芸博覧会で利用する用地になると思うが、その点をまず確認したい。二つ目は、公園予定区域の西側には野球場やサッカー場が用意されているようだが、この趣旨はどこにも書かれていないが、教えてもらいたい。

(環創局) 一つ目は、公園区域と国際園芸博覧会の会場区域の関係性では、調書(案)添付資料6「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)」の公園概要に示す写真のピンク色の線が国際園芸博覧会会場予定区域となり、その内側の白線が将来の公園予定区域となるので、国際園芸博覧会の会場区域の中に公園予定区域が含まれているということである。二つ目は、公園計画として公園の素案を作成し、市民意見募集等を行い、公園の中にどのような施設がふさわしいかなどを検討してきた。素案への意見等を踏まえ作成した原案を示す際に「公園整備の8つの方針」を提示している。その中でスポーツやレクリエーションなど様々な場面で多様な主体が参加・運営することができるような公園にしていきたいと記載している。そのような経緯と、現状、野球グラ

ウンドが既にあることなども鑑み、そのような施設配置とした。

(望月委員) 分かった。調書(案) 4ページの事業の効果の欄に定性的事項の一つ目として「上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園 上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな場となります」と記載しているが、公園予定区域は国際園芸博覧会の施設として利用してしまうのではないのか。国際園芸博覧会については本委員会で議論ができないことはやむを得ないが、それを踏まえたうえで定性的事項に記載がある「残された自然をいかした緑豊かな場にする」とはどのようにするのか。具体的にこのような形になると示されているならまだ分かるが、公園基本計画図を見る限り、原風景はほぼどこにもなく、わずかに残る緑地部分が該当することになるのだろうと予測される。国際園芸博覧会で利用する際、来場者のためのオープン施設などを造るはずで、ほとんどの場所がそのような施設に利用されてしまうと思う。そうであれば、先ほどの表現は誇張しすぎではないか。環境創造局が事業実施局であるためあえて厳しいことを言っている。ここは市内の「緑の10大拠点」の一つに考えられている地域であり、瀬谷市民の森や矢指市民の森など四つも市民の森が周辺に用意されている。このような状況で、残された自然をいかした緑豊かな場になりますと記載されると、逆に本当ですかと質問せざるを得ない。公共事業評価委員会として正当に評価すると、国際園芸博覧会の会場にほとんどがなり使用されてしまうので、その残されたレガシーを残すということは分かる。しかし、元々ある残された自然をいかした緑豊かな場になると書かれると、そこは矛盾していないかと言わざるを得ない。

(環創局) 我々としては、既存の樹木を移植等含めしっかりといかしていくことなどについて最大限国際園芸博覧会協会と調整を図っていきたいという気持ちで、この文章を書いている。

(望月委員) 樹木を残すのではない。そのような表現に従うのならば、自然環境だから谷戸の風景など横浜の原風景である環境を残すのではないか。調書(案)の添付資料9の現地案内写真の中で何を残すのかと話をせざるを得ない。自然環境として残す場所があるのであれば、なるほどそうかと思うのだが、そうではないわけなので、記載に矛盾があると言わざるを得ない。さらに、調書(案)の定性的項目の最初に記載していることが、納得できないというか、矛盾していると指摘をせざるを得ない。

(環創局) 公園予定区域の西側寄りの相沢川の区域については基本的に現地形をいかす形でオープンな水路も作り、自然環境の保全を図っていきたい。また、東側の和泉川の源頭部も現地形をいかしながら、自然環境に配慮した調整池を整備するなどし、自然環境の保全と創出に努めていきたい。

(望月委員) 言われることは分かるが、そうではないだろう。例えば、和泉川源頭部は国際園芸博覧会を開催するため全て埋めてしまい公園になるのではないか。どこに原風景を残すのか。要するに、樹木など自然を形成する個別の対象を

保全するのではなく、自然環境としてその全体をどのように維持するのかを定性的事項の第一項目で高らかに主張している。そうであれば、どこをどのように残すのかが分からなくては、これは矛盾していると指摘をせざるを得ない。本意見を当委員会の記録に残してもらいたい。「横浜市水と緑の基本計画」で横浜の自然をどう残すかということは市民計画を持っており、そこで一生懸命自然を残すということで頑張っている人たちが多数おられるのに、こういう文書をこのように書かれると私としては納得がいかない。一委員の意見であるので、どのように扱うかということはあると思うが、そこは指摘させてもらう。

(委員長) 望月委員、確認だが、定性的事項の第1項は「上瀬谷の原風景である農景観や」と記載されており、この「農景観」は先述の農地に加え全体の自然景観という意味に捉えて読まれているのか。

(望月委員) 定性的事項の第1項に上瀬谷の緑と水を基調とした公園ということで、二つことが書かれている。一つは農景観、もう一つは独自の歴史性により残された自然をいかす緑豊かな場になること。それをどのように残すのかという部分とこの内容を第一に書いていることが矛盾しないのかと言っている。

(委員長) 分かった。

(鷺津委員) 私は少し違った見方をしている。ここは確かに何もなく、上物が建っていないという意味では自然が残っているが、写真では茫洋とした草地であるにすぎない。そこに新たな施設を整備することで、より市民の親しみやすい緑の空間が創造されると思う。ところで、調書(案)5ページのその他の欄に「Park-PFI等の公民連携手法を積極的に取り入れ」と記載があるが、Park-PFIは何か公園で新たな事業をすることにより得た収益をうまく維持管理に生かしていくための仕組みだと理解している。ここにおける施設維持の財源を稼ぐための事業とは何なのか。体験農園のようなものなのか、あるいは運動施設の運営なのか。併せて、現在、横浜市ではどのような事業でPark-PFIを実施しているのかを教えてほしい。またもしそのような事例がある場合、そこの連携で更に効率をあげる余地があるかどうかも教えてもらいたい。

(環創局) Park-PFIということで公民連携の推進を本事業では考えている。場所は、公園の北地区という北側のエリアを中心に考えていきたい。具体的なことは、今後、民間事業者等へヒアリングやサウンディング調査を行い、事業性も含め様々な観点から本公園にふさわしい施設は何なのかというのを検討していくこととしており、具体的な内容は現段階では想定していない。

(鷺津委員) 現段階で事業性が確認されているわけではないことで良いか。

(環創局) そのとおりである。

(鷺津委員) ほかの公園の事例はどうか。

(環創局) ほかの公園におけるPark-PFIの事例では、よこはま動物園ズーラシアも含まれている、旭区と緑区の境にある横浜動物の森公園で、既存の樹林地をいかしたアスレチック遊具等の整備・管理運営を行っている。

(鷺津委員) 遊具類の貸出などアクティビティを楽しむことで収益を得る事業を行うことで、周辺の公園の維持整備にその収益をいかしているということで良いか。

(環創局) お子様から大人まで幅広い年代に楽しんでもらえる複数のエリアがあり、その入場料等で運営している。

(鷺津委員) 分かった。それと同様なことを北側の地区で考えていくことで良いか。

(環創局) 他都市の公園では、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、地産地消の飲食物販施設などの事例も出てきているので、本公園でも可能性があると考えている。

(鷺津委員) その辺りも環境調和的に進められると良いと思う。

(委員長) 土地を貸し、それで商売をさせているということだけでは Park-PFI の説明になっていない。そこで得られた収益を用いて公園全体としてどのような貢献をしていくのかということとセットに説明する資料でないと先の鷺津委員の質問に答えたことにはならないので、対応をよろしく願います。

(田中委員) この事業の必要性に関して質問したい。先の説明でアンケート調査を実施したとあったが、どのような方法で実施されたのか。また、野球場があるなど本日示された公園計画になっていたのか、あるいは別の目的で調査が行われたのかなど市民意見募集の位置づけ、さらに得られた主な意見を教えてもらいたい。

(環創局) 公園基本計画(素案)の市民意見募集の告知は、市のホームページや瀬谷区及び旭区の広報よこはま等に掲載した。リーフレットを作成し、その付属のはがきやFAX、電子メール、ホームページからの電子申請システム、持参により意見を頂戴した。期間は令和2年12月から令和3年1月の30日間実施した。意見等を頂いた416件のうち、公園の施設にはこういった施設が欲しいなどの意見を144件頂いた。それらの意見を基に公園基本計画の原案を作成し、それをブラッシュアップする形で公園基本計画(案)として調書(案)2ページの図2基本計画図を作成した。

(田中委員) 市民意見募集の際は公園の必要性は問わず、公園ができることを前提として必要な施設を回答させているという理解で良いか。

(環創局) 頂いた意見の中には、4件程度この公園の必要性について反対との意見も頂いている。

(田中委員) 分かった。調書(案)2ページに事業の必要性が記載されているが、先ほどの議論でこの近くにまた別の公園があるというような話があり、ここを公園として整備する必要性がどのくらいあるかが少し分からなくなったので、そこを補足説明してもらいたい。

(環創局) 先ほど名前が出た横浜動物の森公園については、近くではあるが、調書(案)2ページの事業の必要性の中に示している市内の緑の10大拠点を横浜市水と緑の基本計画で定めており、その中では、本事業で整備する公園の位置と、横浜動物の森公園の位置が違う場所になっている。本事業の公園は③川井・

矢指・上瀬谷地区に位置し、横浜動物の森公園はその隣の②三保・新治地区に位置している。したがって、この地区の中で大きな広域公園を作っていく必要があるということである。

(田中委員) 分かった。

(横田委員) 大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの考え方だとおそらく 50 年ぐらい先までの需要関数のようなものを求めると思うのだが、この公園を 50 年先まで考えた時に、どのような範囲の利用者を想定しており、どれぐらいの人口的な変化を踏まえているのかを教えてください。

(環創局) 利用範囲としては、現在、50 キロ圏内を想定し設定した。その圏内の人口を基に B/C を算定した。

(横田委員) それなら、防災と環境の価値は個別に出せるように思う。防災の観点での便益と環境保全の便益とをどのように配分されているか分かる具体的な値はあるか。

(環創局) 費用対効果分析の総便益約 4,900 億円のうち、直接利用価値が約 920 億円、間接利用価値は環境と防災の二つに分けており、それぞれ約 1,300 億円と約 2,700 億円となっている。

(横田委員) 50 キロ圏内という広域圏を対象にした環境の価値という理解で良いか。

(環創局) 環境の価値は、あくまでも、公園内にある施設の影響として価値があるかということを出しているのです、対象としては公園の中の環境である。

(横田委員) 受益者的な需要の観点ということなのだが、すごく広い範囲から車でアクセスして得られる便益であるという理解で良いか。

(環創局) そのとおりである。

(横田委員) Park-PFI もそうなのだが、活用される要素がどの程度あるのかという部分が不透明である。従来の集客型の大規模公園というよりはむしろ近隣に対する地域環境の保全の観点や地域の防災拠点としての便益の方が高く、大規模公園の算定だと受益者が広がり過ぎているような印象を受けるのだが、その妥当性はどうなのか。また、国際園芸博覧会が行われることによる影響として、国際園芸博覧会でかなり公園を使用するわけだが、公園側から国際園芸博覧会の期間はここの場所をこのように残して欲しいなど長期的な公園整備から考えた時の国際園芸博覧会に対する条件付けはどのように考えられているのか教えてください。

(環創局) 現在、国際園芸博覧会協会と調整を取っている段階であるが、我々が自然環境として残したい部分として和泉川源頭部や相沢川の現地形をいかした整備などは国際園芸博覧会の会場計画の中でもいかして欲しいと考えている。

(横田委員) 今話されたことは土地区画整理事業に対してリクエストすることではないかと思う。土地区画整理事業でそういったものは潰れてしまうので、土地被覆としての保全のあり方になると思うが、そこはどうか。

(環創局) 公園区域内の相沢川の区域については、土地区画整理事業とも調整ができ

ており、基本的には現地形をいかしていくこととしている。また和泉川源頭部についても、現地形をいかした形で調整池等を配置していくということで土地区画整理事業とも調整している部分であり、その点については我々としては大丈夫だと考えている。

(横田委員) そこが一番引っかかっている。現地形をいかすという観点で、どうしても公園の空間としての現地形となっており、自然環境としての現地形で考えられていないのではないかという気がしている。相沢川に関しては、川自体がそもそも暗渠化される。現地形というのは、そもそも川が作り出している地形・堆積の影響でできている地形環境なのだが、川は移しておき表面は残す、だから現地形の保全だというのは違うと思う。それは現地形の保全とは言えない。川を付け替えて残した地形は、単に残存地形であり、表面の地表形状を残しているということに過ぎない。したがって、自然環境としての保全、地形の保全とは言い難い部分があるので、その表現は言い過ぎではないかと私は思う。公園としては非常に大きな役割を果たすにも変わらず、生態系の保全エリアがしっかりとこの図に示されていない、ゾーニングがなされていないことが非常に気になっている。ゾーニングはどのように現段階で描かれているのか、検討されているのか。

(環創局) 地区割ということで公園の中を四つに大きく分けて、コンセプトを考えたことはあるが、現段階で生態系保全のゾーニングというものをこの基本計画図に対して表している資料はない。

(横田委員) おそらくそれがないと、国際園芸博覧会で一旦まるまる自由に使われて、その後、後付け的なゾーニングになった公園が出来上がると思う。最初の整備段階で、やはりこのゾーニングを示し、ゾーニングに適合した利用者の配分や場合によってはPFIの活用などその必要性を説明してもらいたい。

(室田委員) 先ほどの鷺津委員との議論に関して確認なのだが、最近のPark-PFIでは集客を目指したタイプが相当あると思う。例えば、レストランや物販施設、体験工房など様々な施設を置いているようだが、調書(案)2ページの公園基本計画図はどの程度確定的な内容であり、Park-PFIの民間事業者の要望など状況によりその内容がどの程度変わる可能性があるかを教えてもらいたい。

(環創局) Park-PFI、公民連携を重点的に推進していこうと思っているエリアが北地区と呼ばれる場所である。今年度予定している民間事業者等との対話でどのようになっていくかが決まってくると思うが、基本的には公園の性格を大きく変えるような事業が選定されることはないと考えている。例えば、物販施設の有無など内容については今後民間事業者へのサウンディング調査やヒアリングの中で検討していきたいと考えているが、基本的にはそのようなことを想定している。

(室田委員) 現在の公園基本計画を大きく変更することはなく、この案を基本とした内容になるという理解で良いか。

(環創局) はい。全く同じというわけにはおそらくいかないと思うが、これを基に民間企業の意見等を得たいと考えている。

(室田委員) 分かった。

(石川委員) 防災の観点から1点だけ質問したい。ここは災害時に広域応援活動拠点として9都県市や神奈川県との調整で、例えば、自衛隊や消防など様々な応援拠点になると思うが、その際公園や空地が時系列的に使われると思うが、それがB/Cの算定上、防災の価値としてどのように計算されているかを教えてもらいたい。また関連することとして、広域応援活動拠点と地域の避難所としての防災機能を両立しているのであれば、例えば、ある程度動線など分けなければいけないなど様々なことがあると思う。その辺の考え方が現在どのようになっているか、どう書かれているかを教えてもらいたい。

(環創局) 防災部局との調整の状況では、基本的にここが将来、広域避難場所になるであろうと考えている。また、ここは広域応援活動拠点として当初から位置づけられているので、まずは地域の皆様が一旦避難場所として利用されるだろうと考えている。そのような状況で、どのように応援活動拠点としてエリアを取り、どの部分をどのように使用していくかは、現在、防災部局と詰めている状況である。詳細が決まるまで暫く時間を要すると思っている。また、B/Cへの防災機能の反映だが、基本的には草地広場や園路、野球場、運動広場、多目的広場等のオープンスペースを便益算定の評価対象として扱っている。

(石川委員) 分かった。災害時に地域住民の一時避難場所や広域避難場所、また応援拠点や仮設住宅の優先候補地など様々な利用を現在全庁的に調整していると思う。そのため、例えば、広域避難場所であれば、災害時に利用可能な水道や下水道直結のマンホールトイレなども相応な数を予め整備しておく方がよい。計画の早い段階でどのように使われるのかを想定し、そのようなものを仕込んでおいた方がよい。費用的にそれほど大きいわけではないだろうが、ベースとなるところだと思うので検討してもらいたい。

(委員長) これまでの意見で議論になりそうなのは、現地形を残すか生態系を残すかという話への意見が望月委員と横田委員から出ていた。それについては、残すため計画を全てやり直せという話を本委員会の総意として出すことには無理があると思う。したがって、今回このような意見があったことを踏まえ、評価をきちんと行うこと、あるいは計画に可能な限り反映すること、これから実行する時に対応することではいかか。

(望月委員) 委員長がおっしゃられたように、ここで国際園芸博覧会を開催するので、そこは環境創造局とは関係なく進められると思う。ただ、その後の二次的な利用として公園整備があるので、原風景をどのように残すのかという意見が公共事業評価委員会が出たことを、後日、環境創造局が国際園芸博覧会協会等と議論する時にそのようなことも配慮して欲しいと言うことができるのではないかと思い、あえて強く発言した。委員長の考えでまとめてもらうこ

	<p>とに異論はない。</p> <p>(横田委員) 委員長の考えのとおりで異論はない。自然環境の保全に対する考え方については、公園事業において示されるべきであるということは変わらない。横浜市環境影響評価審査会でも明確なコンセプトやゾーニングがなされていない。そのことに関してはお願いしたい。</p> <p>(委員長) 公園部局で、他の事業も含めて、今の意見をよく考えてほしい。意見具申はなしで、事業実施が妥当であるということで良いか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上</p> <p><u>3 その他</u></p> <p>・部会の設置について</p> <p>(委員長) 事務局からその他あるか。</p> <p>(事務局) 今後の審議について相談させて頂く。審議予定件数は、例年増加傾向となっている。道路整備に関する事前評価・再評価も数件見込まれるため、本年度も昨年同様、道路整備に関する事前評価・再評価の審議について、「横浜市公共事業評価委員会運営要綱」第6条第1項に基づき、“特定又は専門の事項”として、道路部会の設置による審議を提案するものである。</p> <p>また、同条第2項に規定する部会の人数については、これも昨年度同様に、中村委員、望月委員、室田委員の3名とすること、同条第3項に規定に基づき、部会における議決を委員会の議決として扱うことを提案するものである。</p> <p>なお、同条第2項では、部会の委員は委員長が指名することになっているので、このことも含め、本委員会の議事として諮るものである。</p> <p>(委員長) それでは、事務局の提案のとおり、道路事業に関する事前評価及び再評価を道路部会にて審議し、部会における議決を委員会の議決とすることについて良いか。また、部会の委員は、中村委員、望月委員、室田委員を指名することで良いか。意見・質問等ないか。</p> <p>(各委員) 意見等なし。</p> <p>(委員長) それでは、本年度も、道路部会での審議をよろしく願います。事務局から補足等はあるか。</p> <p>(事務局) 部会の開催日程等については、本日決定した3名の委員と後日改めて調整する。また、部会の審議結果は、第3回の事業評価委員会で報告する。</p> <p>(委員長) 本日の議事は以上</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第・座席表・委員名簿 ・報告① 意見具申に対する対応報告など一式 ・報告② 意見具申に対する対応報告など一式

	<ul style="list-style-type: none">・資料① [事前評価] 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の調書など一式・資料② [事前評価] (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業の調書など一式 <p>2 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none">・本日の会議録は、委員に確認後、委員長に確認する。・本日の審議結果等の資料は、委員長の確認で確定する。
--	---